

令和4年第4回定例会（12月16日召集）

○質問 善光英治議員「若手小規模事業者に対する支援策は」

コロナ禍に加えロシアのウクライナ侵攻により、今、国民生活は大変厳しい状況となっています。

だが、この様な時でも、町内には若い事業者・生産者が小規模ではありますが地道に努力を重ねながら頑張っております。彼らは自由で個性的、そして自立心に富んだ若者と私は勝手に定義をしています。

商工会では、その会員数が全道一の伸びを見せ、今は過去最高の会員数に達しています。これは中心市街地の活性化を考える上でも大きな力となり画期的な出来事だと言えます。

また、世界的な木材不足と木材高騰、いわゆるウッドショックと言われている中でも、若い林業関係者がグループを作り、各種事業を展開しています。将来的には、町内の森林資源の有効活用を図り、さらに体験型観光を目指す取り組みについても期待できそうです。

さらに、農業生産者のグループも、定期的に即売会やマルシェを開催して特産品や加工品の開発を行っており、その規模も年々大きくなっております。

以上の様に活発に活動している団体、グループであります。小規模な経営だけに、今はかなり厳しい状況にあると思われま。

この良い流れを止めない為にも、町による応援、支援が今まで以上に必要ではないかと思われま。町として何か具体的な支援策を考えておられるならお聞かせください。

○答弁 村椿哲朗町長

善光議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の変化に伴う燃料・原材料費の高騰など、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況が続いております。

本町におきましては、こうした状況にあっても、新たに開業する事業者が増えており、商工会員数は過去最高の実績になっております。

これまで、新規の開業者へ家賃・引越し費用の一部を支援する「移住開業者チャレンジ支援事業」や店舗の新築・増改築などに対して支援する「とうまのお店元気事業」、事業者の経営安定及び基盤強化のため北海道中小企業総合振興資金より融資を受けた場合に、利子の全額を補助する「中小企業融資事業」などを実施してまいりましたが、地道に商工業振興対策を取り進めてきた結果が実を結んだものと捉えております。

さて、町内の事業者が集まり、農産物や加工品、木工品などの即売会やマルシェなどを開催し、自主的な取り組みを行っていただけることは、他の産業やまちの賑わい創出につながっており、町としましても、開催場所の協力や広報など、側面からの支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

今後も事業者支援につきましては、商工会など関係機関と連携し取り進めてまいりますのでご理解願います。

○質問 善光英治議員「部活の「地域移行」について」

公立中学校の部活動の指導を教員以外に委ねる「地域移行」が来年度から本格化します。国は令和5年度から3年間は休日を中心に、その後は平日も視野に入れての移行を考えているようです。

だが、指導者の確保など多くの課題も指摘されています。

当麻町として、この「地域移行」をどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

○答弁 中村欣也教育長

善光議員の質問にお答えします。

部活動の地域移行についてであります。国では、学校と地域が協働、融合した部活動を実現するために、令和5年度から3年間の移行期間を設け、休日の部活動を地域に移行し、その後、平日も視野に入れて地域に移行していくという計画が示されています。

部活動は、年齢の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会になるなど、子どもたちの豊かな学校生活を実現する役割を担っているところでもあります。

その一方で、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている中、教師の献身的な勤務に支えられ、長時間勤務の要因になっていることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているという課題があります。

教育委員会としては、この部活動の地域移行を単純に「部活動の問題」としてではなく、同時に「地域の青少年の文化・スポーツ環境の問題」としてとらえることが大切であると考えております。

議員ご指摘のあった指導者確保の人的な面など、ただちに、全ての部活動を地域に移行できる環境ではございません。

まずは、令和5年度からの3年間の移行期間、国や道の動向を注視して、近隣町との情報交換、学校、地域の団体や指導者との意見交流などを進めながら、令和7年度末には、休日の「学校部活動」をなくし「地域部活動」に移行することを第1の目標として実現すると共に、休日の地域の文化・スポーツ環境の整備も進めて参りたいと考えております。

○質問 加藤 功議員「当麻駅前町有地の活用について」

当麻駅前にある町有地は更地のまま数年経過しています。言うまでもなく町有地は町民の財産であり、町民の税金で購入したものです。この町有地に付加価値をつけることもなく何年も更地のまま放置しておくことは良い事ではありません。

当麻町の玄関口になる駅前が、このようなことになっている事は寂しいとの声が多数あります。

例えば、この土地を町が町産材を使って平屋の建物をつくり町民の「憩いと食事処」とし、バス待合室も併設し、気軽に町民が立寄れる場所にすることを検討してはどうでしょうか。

春にはハートフルタウン第2期宅地も（61戸）建設され人口増も予想されます。町民の皆さんのご協力を得ながら、市街地が賑わいのある一助になるのではないかと思います。町長はどのよ

うに考えているのか伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

当麻駅前町有地につきましては、令和元年12月から駅前エリアのにぎわいの創出と中心市街地の活性化を図ることを目的とし、民間事業者の有する技術力やノウハウ等を積極的に活用する「駅前エリアにぎわい創出事業」の募集を行ってまいりましたが、コロナ禍での生活様式の変容など、大変厳しい環境であったことなどから、残念ながら応募された事業者はありませんでした。

しかしながら、町内での新規開業者が増えてきている状況もありますので、募集内容や周知方法を検討し、取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○質問 岸山尚弘議員「野菜農家に対する支援について」

本年は、稲作で水稻作付支援事業、花きで大雪の花支援事業と支援をいただいておりますが、今の燃油高騰、農業資材、電気料の値上げによる農業経費の上昇は農家にとって大きな負担となっております。

施設園芸、野菜に関しましても苗代の値上がりは負担の一つであり、今育苗ハウスで作られている苗の総量は年間1,145,000株であり多くの野菜農家が利用していますが去年との比較でも苗1本当たり最高15円値上がりしています。野菜の苗の値上がりは農家にとって直接的な負担であると農家の方からの声も聞きます。そこで、苗に対しての支援は必要ではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

岸山議員のご質問にお答えします。

ロシアによるウクライナ侵攻や記録的な円安など、不安定な国際情勢に伴う燃油価格や電気料、資材費の高騰につきましては、ほとんどの業種において生産費が上昇する要因となっております。農業生産の現場におきましても、施設園芸作物に関わる苗代を含めた資材費や化成肥料の高騰など、多大な影響を受けております。

先ほどの行政報告でも申し上げましたとおり、本年の農産物の生産、出荷状況につきましては、コロナ禍前と比較し、まだまだ影響は残るものの、コロナ禍に起因する米価下落からの復調傾向が見られたこと、また、収穫量・品質においても良好な作柄であったと認識をしております。

コロナ禍による厳しい情勢にありながら、これまで当麻農業が取り組んでまいりました複合経営の強みが発揮されたものと、改めて感じているところであります。

値上がりした野菜苗に対する支援が必要ではないか、とのご質問であります。当麻農協が実施する「共同育苗事業」は、複合経営の根幹を支える取り組みであると捉えております。

施設園芸作物生産者支援策として、令和4年産苗代値上がりのうち、燃油価格上昇に起因する増

加費用の一部につきまして、当麻農協との協議を進め、支援してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○質問 岸山尚弘議員「農地集積について」

第6次当麻町総合計画にも農地集積について書かれていますが、本町で大々的に農地集積が行われたのは、平成16年頃であり18年経っています。今現在では高齢化による戸数の減少で農地については担い手に集積され耕作地が分散している農家が増加しており世代交代で若い担い手も増えていますが、その中には農地集積の言葉さえ知らない後継者もいると聞きます。

米の作付けを基軸に野菜・花きなどによる経営の複合化が推進され大規模の複合経営農家が増加する中、米消費並びに米価が低迷し物価の高騰する現在、農家の作業効率の上昇、作業の省力化、経費の削減に必要なのは農地集積だと言う町民の声も聞きます。

本町には、農林業合同事務所があり農業に関する組織が1ヶ所に揃っています。町と農協、土地改良区など関係機関が一丸となって大々的な農地集積を進めるべきだと考えますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

岸山議員のご質問にお答えします。

農地集積は、議員ご指摘のとおり、平成16年度に農業センターが中心となり、生産者の皆様のご理解をいただき、自己所有地も含めた複数名による交換、借り換えを大掛かりに行った経緯があります。これは、生産者の皆様からご要望をいただき、各関係機関と協力し前年に設置された農業合同事務所の成果がさっそく現れた取り組みであったと捉えております。

平成16年度以降も、この集積の考え方を農地の出し手、受け手の皆様にご理解をいただき、当時の制度でありました産地づくり交付金などを活用しながら農地集積を進めてまいりました。

しかしながら、大規模集積から約20年が経過し、生産者数の減少や高齢化によって、1経営体が耕作する面積が更に増加し、農地の分散化が見受けられるようになっていることも事実であります。

このような全国的な状況を受け、国では農地法及び農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月1日より施行されますが、現在の「人・農地プラン」から変更になり、その地域の10年後の将来地図となる「地域計画」を令和5年度・6年度で作成することが義務付けられます。この「地域計画」の作成にあたり、町、農業センター、農業委員会を中心に、農協、土地改良区などの各関係機関と十分に協議を行い、当麻町の実情に合った農地集積につなげていきたいと考えておりますのでご理解願います。